

## V おとなの保健



# 1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
-------	------------------

## 《目的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

## 《内容》

- ①対象 市内在住の 40 歳以上のかた
- ②方法 健（検）診会場、健康相談等の保健事業、各保健センター・健康保険課・高齢者福祉課窓口において交付

## 《実績》

健康手帳の交付状況 （単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H27 年度	3,306	6,347	9,653	835	644	1,479	4,141	6,991	11,132
H28 年度	2,520	5,243	7,763	1,174	1,277	2,451	3,694	6,520	10,214
H29 年度	2,698	6,427	9,125	1,440	1,666	3,106	4,138	8,093	12,231
H30 年度	2,697	6,389	9,086	868	1,102	1,970	3,565	7,491	11,056
R元年度	1,839	4,175	6,014	1,818	1,688	3,506	3,657	5,863	9,520

## 健康手帳の変遷

H19 年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
H20 年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらうようにした。
H21 年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
H22 年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
H23 年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を追加。
H24 年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
H25 年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
H26 年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
H27 年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
H28 年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果に eGFR の値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。

H29 年度	サイズ変更 (A4→A5)
H30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。</li> <li>・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。</li> </ul>
R 元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙に発行年度を表記。</li> <li>・特定健診の尿蛋白の判定基準変更に伴い、「検査値の読み方」「特定健診の記録」「尿検査からわかること」を修正。 尿蛋白の判定基準変更：基準値「－・±」⇒「－」、 保健指導判定値「＋以上」⇒「±」、受診を勧める値（新設）「＋以上」</li> <li>・歯のページ：「噛むことの効果」⇒「メタボ予防」に内容変更。</li> <li>・「健康づくり」のページ <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防ボランティアの紹介と「佐倉市わくわく生活手帳」を追記。</li> <li>・「介護予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。</li> <li>・「物忘れチェックシート」⇒「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」に変更。</li> </ul> </li> </ul>

### 《考 察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

## 2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

### (1) 集団健康教育

#### 《目的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

#### 《内容》

##### (1) 対象者

###### ① 健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)

###### ② 衛生教育

上記「健康教育」以外のかた

##### (2) 種類・内容

###### ① 健康教育

###### ・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

###### ・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

###### ・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する正しい知識、生活上の留意点について

###### ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育

慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

###### ・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

###### ・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 衛生教育

・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
平成27年度	203 (134)	8,469 (3,470)	1,110	3,651 (3,470)	3,591	117
平成28年度	172 (114)	6,412 (2,626)	1,026	2,737 (2,626)	2,649	0
平成29年度	163 (116)	5,926 (2,715)	876	2,903 (2,715)	2,147	0
平成30年度	152 (107)	5,437 (2,299)	1,056	2,378 (2,299)	2,003	0
令和元年度	136 (90)	5,313 (2,093)	932	2,164 (2,093)	2,217	0

教育種類別実績

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別*	薬	計
回数	89	2	42	0	3	0	136
延人数	4,351	213	682	0	67	0	5,313

40～64歳の教育種類別実績〔再掲〕

※健康増進事業実施要領に基づくもの

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別*	薬	計
回数	58	1	29	0	2	0	90
延人数	1,751	21	299	0	22	0	2,093

\*病態別の内訳については、健康アドバイス会対象者家族へ向けた教育を含む

《考察》

令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のために中止となったものがあつたが、ここ数年、回数、延人数ともに減少傾向となっている。出前健康講座の依頼や各教室への参加者の減少が要因と思われる。

参加者を年代別にみると39歳以下が17.5%、40～64歳が40.7%、65歳以上が41.8%であつた。健康教育の実施においては、依頼内容や参加者の年代も考慮し、生活習慣病予防や健康の保持増進に向けて、知識の普及に努めていきたい。

## 【一般健康教育】

### ●出前健康講座（一般健康教育、食生活改善推進員の出前も含む）

#### 《内 容》

#### ① 対象者

市内在住・在勤のかた

#### ② 方法

自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。午前9時から午後8時の間の2時間以内。  
(年末年始を除く。)

#### ③ 内容

出前健康講座メニューからの選択または、申請者と協議のうえ決定する。

#### ④ 周知方法

ホームページ、チラシ、保健事業でのPR等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	32 (21)	1,215 (283)	231	283	701

#### 《考 察》

依頼内容では、食生活(健康管理、栄養バランスの食事等)や生活習慣予防を含めた健康管理、メンタルヘルス、女性の健康など、要望は多岐にわたっており、健康さくら21において重点的に取り組むこととされている7つの項目全てに対して実施できている。今後も、課として重点的に啓発する内容を明確にし、希望団体からの依頼内容とともに、健康教育のメニューに取り入れ、積極的にPRを行っていきたい。

### ●出張ピラティス・エクササイズ教室

#### 《内 容》

#### ① 対象者

- ・市内に在住在勤の20歳以上59歳以下のかた
- ・5人以上20人以内のグループ制。

#### ② 方法

自主グループやその他団体からの依頼を受け、ピラティス・エクササイズインストラクターと保健師を派遣する。平日、午前9時から午後5時の間の2時間以内。

#### ③ 内容

保健師が生活習慣病とその予防について講義を行い、インストラクターが初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ピラティス、エアロビクス等)について実技指導を行うことで、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

#### ④ 周知方法

ホームページ、チラシ、ガン検診会場でのPR等。

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	2(2)	18(8)	10	8	0

※申し込みは3団体であったが、内1団体は新型コロナウイルス感染拡大防止のためキャンセルとなった。

《考察》

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、今年度より開始した。

39歳以下の参加率が高く、普段、成人保健事業への参加が少ない年代（20～39歳）に、生活習慣病予防について、意識していただける機会となっている。

参加後のアンケートでは、参加者全員が、教室での講義内容を理解することができ、今後の日常生活に活かすことができるという反応であった。

次年度も、運動習慣づくりのきっかけとなるような機会を提供していきたい。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたいかた  
20歳～74歳の市民

② 方法

高血圧予防コース4回、脂質異常症予防コース4回 合計8コース

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。
- ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。
- ・試食を通し、減塩の工夫や飽和脂肪酸の摂取を減らす食べ方の工夫などを知る。

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR、広報、ホームページ等

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

高血圧予防コース

コース・場所	回数	実人数	内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター [11/7]	1(1)	6(1)	0	1	5
2. 南部保健センター [12/4]	1(1)	4(1)	0	1	3
3. 西部保健センター [1/10]	1(1)	3(2)	0	2	1
4. 健康管理センター [2/6]	1(1)	6(1)	0	1	5
計	4(4)	19(5)	0	5	14



## 脂質異常症予防コース

コース・場所	回数	実人数	内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター [11/20]	1(1)	6(2)	0	2	4
2. 南部保健センター [12/17]	1(1)	3(1)	0	1	2
3. 西部保健センター [1/24]	1(1)	6(1)	0	1	5
4. 健康管理センター [2/27]					
計	3(3)	15(4)	0	4	11

\*4. 健康管理センターは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### 《考 察》

高血圧と脂質異常症予防をテーマに全8コースを計画し68名の申し込みがあったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月の脂質異常症予防コースを中止し、参加者は34名となった。教室では、参加者が自分自身の食生活について振り返り、実践できる目標を立てたことで食生活の改善につながることを期待できる。また、教室の特徴でもある栄養士による調理のデモンストレーションと試食について、アンケートで97%の参加者が参考になったと答えており好評だった。

今後も生活習慣病やメタボリックシンドローム予防するために、食生活の知識や正しい情報を提供する教室として継続して実施していく。

## ●検診会場でのがん予防健康教育

### 《内 容》

- ① 対象者  
子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団健診)
- ② 方法  
子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場
- ③ 内容  
乳房自己触診法について

《実 績》※ ( ) 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	33 (26)	2,567 (1,282)	519	1,282	766

### 《考 察》

乳がんは、乳房自己触診によって、自分自身で発見できる数少ないがんの1つであることから、女性のがん検診(子宮頸がん検診、乳がん検診)の集団検診で受診者に、定期的な乳房自己触診の実施を勧めている。がん予防及び早期発見のために、今後も継続して実施していく。

## ●健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

### 《内 容》

#### ① 対象者

民生委員・児童委員等

#### ② 方法

各地区組織の会議等

#### ③ 内容

がん検診・特定健診・特定保健指導のPRと、生活習慣病予防等について説明

### 《実 績》※ ( ) 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	11 (2)	408 (169)	0	169	239

### 《考 察》

健康増進課で実施している健診(検診)や生活習慣病予防に関する事業について、各地区組織の会議等に出向き説明・PRをしている。地区の代表者から地域住民へ情報が提供される事で、健診(検診)の受診や健康教育、健康相談の利用につながっていくと考える。今後も継続して実施していきたい。

## 【歯周疾患健康教育】

### 《内 容》

#### ① 対象者

出前健康講座参加者

#### ② 方法

出前健康教育での依頼に対応

#### ③ 内容

生活習慣病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防法について

### 《実 績》

※ ( ) 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

事業名	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
出前健康講座	2 (1)	213 (21)	0	21	192

### 《考 察》

歯周疾患と生活習慣病との関連を知ることによって、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっている。今後は64歳以下の者に普及啓発できるよう検討していきたい。

## 【ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育】

### ●骨粗しょう症検診での健康教育

### 《内 容》

#### ① 対象者

骨粗しょう症検診受診者

② 方法

骨粗しょう症検診会場で実施

③ 内容

骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	8(8)	514(254)	141	254	119

《考察》

骨粗しょう症検診は、「自分の骨量を知ることで、骨粗しょう症による骨折リスクを防ぎ、寝たきり予防につなげる」及び「現在の骨量をできるだけ長く保つ」という2つの目的で実施している。

20～30歳代の受診者には、骨量がピークになる年代であることから、骨量が少ない場合は骨量を増やす必要性について、また、女性は閉経とともに急激に骨量が低下することから、全年代の受診者に骨量の減少をできるだけゆるやかにするよう、栄養や運動などに心がけるよう教育を実施している。さらに、65歳になると平均して2人に1人が要精密検査となるため、受診の必要性や転倒予防についてもパンフレットをお渡しし、説明をしている。

他の検診と異なり、骨粗しょう症は生命に直結する疾患ではないが、生活の質を大きく低下させる要因となることから、今後も検診の結果を生活習慣改善に活用していただけるよう、教育を実施していく。

●メタボ予防のための「運動習慣づくり教室」

《内容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要なかた

② 方法

1コース2回、計6コースの実施。(計12回)。

1コース：10/2、10/23 健康管理センター

2コース：11/5、11/26 志津コミュニティセンター

3コース：12/6、12/20 ミレニアムセンター佐倉

4コース：1/15、1/29 西部保健センター

5コース：2/10、2/26 南部保健センター

6コース：3/2、3/16 健康管理センター(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

③ 内容

健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身につくように健康教育を実施する。

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR、広報、地域新聞

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

コース・場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 健康管理センター	2(2)	11(2)	17(2)	0	2	15
2. 志津コミュニティセンター	2(2)	12(2)	19(2)	0	2	17
3. ミレニアムセンター佐倉	2(2)	16(5)	28(9)	0	9	19
4. 西部保健センター	2(2)	13(4)	24(8)	0	8	16
5. 南部保健センター	2(2)	6(1)	9(2)	0	2	7
計	10(10)	58(14)	97(23)	0	23	74

《考察》

1 コース 2 回で実施。両日とも出席した方の参加率は、67.2%と継続して参加されている方が多い。参加者のうち、特定保健指導対象者の動機づけ支援は9人、積極的支援は1人であった。参加者の年齢層として、40～64歳は23.7%、65歳以上が76.3%で、65歳以上の割合が高い。若い世代への参加の呼びかけを工夫し、運動習慣の大切さについて伝えていく必要がある。

今後も、1日の歩数を増やすために取り組む人の増加や運動を習慣にする人の増加をめざし、日常生活の中に取り入れやすいウォーキングやラジオ体操第一を運動実技に取り入れ、啓発していきたい。また、教室受講後も地域で運動が継続できるよう、参加者へ佐倉市内で実施している運動事業の紹介を継続していく。

●家庭教育学級限定 出前教室

《内容》

① 対象者

市内小中学校等に在籍する子どもをもつ保護者で20歳以上59歳以下のかた

② 方法

家庭教育限定の出前健康講座(6校限定)として、6月上旬まで申込みを受付、9月～翌年2月の期間で、希望する学校と日程を調整する。

③ 内容

初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ラジオ体操、ウォーキング、エアロビクス等)についての知識と技術を健康運動指導士から学び、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

④ 周知方法

家庭教育学級運営研修会で、出前健康教育と共に説明。

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

依頼団体 [実施日]	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 白井小学校 [11/13]	1(1)	10(5)	5	5	0
2. 志津小学校 [1/16]	1(1)	4(4)	0	4	0
計	2(2)	14(9)	5	9	0

## 《考 察》

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、平成 27 年度から小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で健康運動指導士による、効果的な運動の講義及び実技を講習内容とする出前健康講座を実施している。

教室参加時に必ず血圧測定を実施しており、普段、成人保健事業へ参加していただきにくい年代(20～39 歳)に対しても、生活習慣病予防を意識していただける機会となっている。

参加後のアンケートでは、参加者全員が、教室での講義内容を理解することができ、今後の日常生活に活かすことができるという反応であった。

次年度も、今年度同様に小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で、美姿勢や音楽に合わせた運動等を参加者に体験してもらい、運動習慣づくりのきっかけとなるような機会を提供していきたい。

## ●運動器具トレーニング講習会、玄米ダンベル体操講習会

### 《内 容》

#### ① 対象者

市内に居住地を有する 18 歳以上（高校生を除く）で、医師等から運動を制限されていないかたとする。（運動器具トレーニングは 74 歳まで）

#### ② 方法

- ・運動器具トレーニング講習会：西部保健センター、南部保健センターで各年 6 回実施。
- ・玄米ダンベル体操講習会：西部保健センター、南部保健センターで各年 6 回実施。

#### ③ 内容

##### ・運動器具トレーニング講習会

運動習慣づくりを目的に、エルゴメーター（自転車）を使用したトレーニングについて講習会を実施する。

##### ・玄米ダンベル体操講習会講習会

運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、「玄米ニギニギ体操（鈴木正成編・日本放送協会 2002 年）」に基づく玄米ダンベル及び映像を使用した講習会実施する。

#### ④ 周知方法

保健センターでチラシの設置、ホームページ・こうほう佐倉掲載、保健事業での PR 等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

### 運動器具トレーニング講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	6(3)	11(4)	0	4	7
南部保健センター	5(2)	13(2)	1	2	10
計	11(5)	24(6)	1	6	17

\*南部保健センターは、全 6 回の予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 1 回中止

## 玄米ダンベル体操講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	6(4)	20(5)	0	5	15
南部保健センター	5(2)	13(2)	1	2	10
計	11(6)	33(7)	1	7	25

\*南部保健センターは、全6回の予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回中止

### 《考察》

参加者の年齢を見ると、65歳以上の者が多いが、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム予防には、若い年代からの運動習慣が大切である。今後も引き続き、若い世代が事業の利用につながるよう周知方法などを検討していきたい。

## ●玄米ダンベル体操および運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

### 《内容》

#### ① 対象者

運動器具トレーニング、玄米ダンベル自由開放参加者

#### ② 方法

西部保健センター、および、南部保健センターで年1回実施

#### ③ 内容

ロコモティブシンドロームの健康教育とロコトレ（軽い筋力トレーニング）、体力テストを実施する。

#### ④ 周知方法

保健センターでチラシの設置

《実績》\*実施の予定で周知、募集をおこなったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった

## 【病態別健康教育】

### ●糖尿病予防学習会

### 《内容》

#### ① 対象者

特定健診及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていないかた

- ・空腹時血糖 100～149mg/dl または、HbA1c[NGSP 値]5.6～6.9%
- ・40～65歳未満

#### ② 方法・内容

1コース2課の構成で実施。

1課の開始までに初回面接を全員に実施。

- ・初回面接 [1/30、2/6、2/7、2/14]

一人30～60分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。

【実施人数】25人（初回面接）

- ・生活改善のための動機づけについて健康教育を予定していたが、新型コロナウイルスの影響

により学習会は、中止となった。

1 課 [3/ 4] : 病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク

2 課 [3/17] : 病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク、修了式

③ 周知方法

特定健診の集団健診会場、個別医療機関でのチラシの設置、

令和元年度に市の特定健診受診者で HbA1c[NGSP 値]5.6~6.9%の者への個別通知

《考 察》

定員 25 人に対し 25 人の申込みがあった。例年、実際に参加した者の声では好評を得ているものの、参加者が少なく、少しでも多くの対象者を参加につなげることが検討事項であった。そのため、今年度は個別通知対象者を拡大するとともに、教室に興味をもってもらう工夫として、教室案内チラシを作成した。教室内容が一目でわかるよう過去の教室の写真を用いたり、参加者の体験談や参加することで得られる効果を記載したりした。その結果、例年実施しているなかで初めて、申し込み者数が定員に達した。

●成人の健康づくり講演会（糖尿病予防講演会）

《内 容》

① 対象者

佐倉市民

② 方法

日時 令和 2 年 2 月 1 日(土)10:00~12:00

会場 健康管理センター

③ 内容

テーマ：痩せている人も要注意！手遅れになる前に知ってほしい 糖尿病について

講師：東邦大学医療センター佐倉病院 副院長 龍野 一郎

内容：糖尿病予防に関する講演

④ 周知方法

個別通知(糖尿病予防学習会通知に同封)、広報、チラシ、自治掲示板、地域新聞、ポスター

《実 績》※ ( ) 内は健康増進事業実施要領に基づく 40~64 歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40~64 歳	65 歳以上
健康管理センター	1(1)	65(20)	0	20	45

《考 察》

周知方法について、11 月~12 月はイベントや検診会場等でチラシを配布したところ、70~80 代歳代の申込が多かったが、1 月に地域新聞掲載および個別通知を実施したところ、40~60 歳代の申込が増えた。このことから、地域新聞や個別通知の継続ができると良い。

アンケートにて、「健康に関する情報を調べようと思うのはどんなときか(複数回答可)」に対して、「健診の前後」が 36 名 55.4%と最多、次いで「体形や体調に変化があった時」が 33 名 50.8%だった。このことから、健診結果が出た健康への関心が高い時期に講演会開催しても良いと思われる。

●慢性腎臓病予防講演会

《内 容》

詳細は「7. (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業 (2) 講演会」に掲載

《実 績》

※新型コロナウイルスの感染防止のため中止

【衛生教育】

●こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

こころの健康づくり講演会

《内 容》

詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載

《実 績》

こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
長期欠席児童生徒担当教諭向け	1	36	13	23	0	0
自治人権推進課 市民相談員及び心配事相談員合同研修会向け	1	28	0	21	7	0
市民向け	1	26	4	15	7	0
市役所職員向け	1	19	7	12	0	0
計	4	109	24	71	14	0

こころの健康づくり講演会を予定し、募集をおこなったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。



### 3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次) 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

#### 《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

#### 《内容》

対象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までのかた

- 方法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。  
②健康教育に健康相談を併設し実施する。  
③各イベント等に健康相談を併設し実施する。  
④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、公共施設にちらし配架・ポスター掲示、地区活動時にPR。

#### 《実績》

##### ① 健康相談年度別実績

定例健康相談開催時に随時禁煙相談も実施。

年度	開催回数		延人数			定例健康相談 (再掲)
		定例健康相談 (再掲)				
平成27年度	187	23	873			37
			40歳未満 60	40歳～64歳 404	65歳以上 409	
平成28年度	223	23	1,034			36
			40歳未満 76	40歳～64歳 406	65歳以上 552	
平成29年度	211	23	801			44
			40歳未満 46	40歳～64歳 318	65歳以上 437	
平成30年度	217	22	1057			26 (内禁煙相談 2)
			40歳未満 131	40歳～64歳 368	65歳以上 558	
令和元年度	183	21	853			27 (内禁煙相談 2)
			40歳未満 72	40歳～64歳 314	65歳以上 467	

② 令和元年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40歳～64歳
重点相談	高血圧	14
	高脂血症	5
	糖尿病	33
	歯周疾患	45
	骨	68
	女性の健康	5
	病態別	2
総合健康相談		142

③ 禁煙相談（再掲）合計 225件

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	
特定健診会場での実施	21	3	77	143	223
定例健康相談での実施		0	0	2	2

④ 電話相談 合計 3125件

内訳	件数（割合）
母子の健康に関すること（コロナウイルス感染症関連4件含む）	2354(75.3%)
生活習慣に関すること	339(10.8%)
こころの健康	77(2.5%)
感染症に関すること	11(0.4%)
コロナウイルス感染症に関すること	135(4.3%)
歯科に関すること	17(0.5%)
その他健康・病気に関すること	192(6.1%)

《考 察》

定例健康相談は実施回数21回、開催回数はH29年度23回、H30年度は22回。相談件数はH29年度44件に対して、H30年度は26件、R元年度は27件であり、昨年度から大幅に減少し、今年度は横ばいで経過している。

一方で定例外健康相談の開催回数は、平成30年度195回から令和元年度162回、定例外健康相談の延人数は、平成30年度1031件に対し、令和元年度は826件で前年度に比べ205件減少となっている。相談件数の減少の原因の一つとして、スポーツフェスティバルが中止となり、イベント会場での健康相談数が減ったことが考えられる。(H30年スポーツフェスティバルは131件の相談) また、口腔がん集団健診の歯ッピーかみんぐフェアでの定例外健康相談数も昨年度より66件減少している。定例外健康相談の内訳では、歯ッピーかみんぐフェアでの相談件数が36.3%を占めており、定例健康相談よりもイベント会場等の定例外健康相談に市民の相談のニーズがあることがわかる。今後も市民の相談ニーズの把握に努め、市民の利用しやすい健康相談の実施方法を検討していく。また、定例健康

相談については、健診の結果通知に案内を載せるなど、引き続き周知・啓発に努めていく。

電話相談に関しては、生活習慣病についての相談が 49 件上昇、その他、健康・病気に関するものが、80 件増えており、その相談内容は「疼痛等の現在起こっている症状について」「食品、食事」「医療機関について」「学齢期の相談」など、多岐にわたっていることがわかる。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、コロナウイルス関連の相談が上昇した。今後も、新型コロナウイルスの感染状況により、相談数が増えることも考えられるため、市民のニーズに合わせた電話相談を行っていく。

禁煙相談については、平成 30 年度延べ人数 205 件から令和元年度 225 件とわずかに増えている。平成 29 年度市民意識調査の結果、成人の喫煙率は 11.5%であり、健康さくら 21（第 2 次）の目標値 11.3%をわずかに上回る状況にあるため、引き続き目標達成に向け、健診会場や出前健康教育、イベント等での普及啓発を行っていく。また、平成 30 年 7 月には、望まない受動喫煙防止を目的とする改正健康増進法が成立しており、令和 2 年度 4 月より改正健康増進法が全面施行になったため、受動喫煙防止についても市民への普及啓発に努めていく。

## 4. 健康診査

### (1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

#### 《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

生活保護受給者の健康診査は健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

#### 《内容》

##### ① 対象者

市内在住の40歳以上の生活保護受給者

##### ② 実施方法

ア 集団健診（6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間）

検診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施

イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内43医療機関）

##### ③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、地区回覧、公共交通機関等に周知啓発を実施

##### ④ 健診項目

ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）

身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）

血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

##### ⑤ 受診に係る費用

無料

## 《実績》

### ①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
H27年度	802	42	5.2
H28年度	834	55	6.6
H29年度	839	54	6.4
H30年度	864	57	6.6
R元年度	855	60	7.0

### ②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数 (人)		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	39	4	10.3	0	0.0	0	0.0	2	50.0
	50～59	74	6	8.1	0	0.0	0	0.0	3	50.0
	60～64	53	1	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	66	3	4.5	1	33.3	0	0.0		
	70～74	107	3	2.8	1	33.3	1	33.3		
	75歳以上	131	8	6.1						
	小計	470	25	5.3	2	8.0	1	4.0	5	20.0
女性	40～49	60	10	16.7	1	10.0	4	40.0	0	0.0
	50～59	58	3	5.2	0	0.0	1	33.3	2	66.7
	60～64	23	2	8.7	1	50.0	0	0.0	1	50.0
	65～69	42	2	4.8	0	0.0	0	0.0		
	70～74	55	1	1.8	1	100.0	0	0.0		
	75歳以上	147	17	11.6						
	小計	385	35	9.1	3	8.6	5	14.3	3	8.6
男性	集団	470	9	5.3	2	8.0	1	4.0	5	20.0
	個別		16							
女性	集団	385	10	9.1	3	8.6	5	14.3	3	8.6
	個別		25							
合計		855	60	7.0	5	8.3	6	10.0	8	13.3

## 《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護受給者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に健診の通知をし、周知を図った。また、平成28年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施した。これにより、受診者数が平成27年度（42人）より、平成28年度以降は受診者数が50人を超えている。

生活保護受給者は、医療機関に定期的に受診されている方が多いが、受診する機会のない方に健康診査を受診していただくことで、生活習慣病予防や、かかりつけ医を持つきっかけ作り等としていただくよう、今後も引き続き対象者への周知をしていく。

## (2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	42.1%	→ 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	20.0%	→ 50%
		40 歳台	41.9%	→ 50%
		60 歳台	46.7%	→ 50%

### 《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

### 《内容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知：40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・65  
・70 歳の節目のかた。

平成 30 年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」：6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 58 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

### 《実績》

① 受診状況 対象者数 149,250 人 (19 歳以上の市民)

受診数 788 人 (男性 277 人、女性 511 人)、受診率 0.5%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
平成 27 年度	149,770	935	0.6
平成 28 年度	149,579	968	0.6
平成 29 年度	149,563	903	0.6
平成 30 年度	149,350	834	0.6
令和元年度	149,250	788	0.5

③ 年代別、性別受診数 (人)

(受診者 788 人の内訳)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
男性	28	27	33	12	43	94	40	277 (35.2)
女性	43	98	80	57	106	102	25	511 (64.8)
総数	71	125	113	69	149	196	65	788 (100.0)

## ④ 年代別、地区別受診数（人）

（受診者 788 人の内訳）

地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
佐倉	9	28	27	7	32	31	10	144 (18.3)
臼井	12	19	20	15	31	48	11	156 (19.8)
志津	30	41	41	33	60	97	42	344 (43.6)
根郷	17	29	16	7	18	10	0	97 (12.3)
和田	0	2	1	0	1	2	0	6 (0.8)
弥富	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
千代田	3	6	8	7	7	8	2	41 (5.2)
総数	71	125	113	69	149	196	65	788 (100.0)

## ⑤ 年代別、現在歯数の状況（人）

（受診者 788 人の内訳）

	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
24 歯以上	71	125	112	66	133	153	40	700 (88.8)
20～23 歯	0	0	1	2	10	29	8	50 (6.3)
19 歯以下	0	0	0	1	6	14	17	38 (4.8)

## ⑥ 年代別、歯周病のり患状況（人）

（受診者 788 人の内訳）

ポケットコード	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
健全	34	56	56	33	64	85	18	346 (43.9)
うち、出血あり	11	8	15	11	18	24	1	88
4mm～5mm	31	53	42	25	61	75	26	313 (39.7)
6mm 以上	6	16	15	11	24	34	20	126 (16.0)
対象外※	0	0	0	0	0	2	1	3 (0.4)

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

## ⑦ 年代別、歯間部清掃用具使用状況（人）

（受診者 788 人の内訳）

(歳) 使用状況	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
使用する	10	49	51	36	74	97	28	345 (43.8)
使用しない	61	76	62	33	74	99	37	442 (56.1)
未記入	0	0	0	0	1	0	0	1 (0.1)

## ⑧ 年代別、判定区分（人）

（受診者 788 人の内訳）

(歳) 判定区分	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
異常なし	3	17	8	6	8	16	3	61 (7.7)
要指導	13	19	29	16	41	47	7	172 (21.8)
要精検	55	89	76	47	100	133	55	555 (70.4)



⑨ 補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40歳	18	1	6	11
50歳	7	1	3	3
60歳	14	1	2	11
70歳	28	4	10	14

※補助金・・・健康増進事業費補助金

《考 察》

受診状況を性別で見ると、女性が64.8%、男性が35.2%と男性の受診数が少ない。健診結果は、中程度・重度の歯周病罹患状況（ポケットコード4mm以上）が55.7%であり、精密検査の判定が70.4%と高い状況である。佐倉市歯科口腔保健計画の中間評価では、「40歳で喪失歯のない人の割合」が63.8%であり平成24年度の調査時64.7%よりも悪化していたため、今後も若年層、中年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発していきたい。

### (3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

#### 《目的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

#### 《内容》

##### ① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

##### ② 実施方法

- ・期間 8月1日から9月7日、4会場延べ8日間実施。
- ・費用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

##### ③ 周知方法

###### ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性
- ・20、25、30、35、40、45、50、55歳になる女性へ勸奨ハガキを送付  
（無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施）

###### イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各検診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

#### 《実績》

##### ① 過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
H27年度	12,898	1,188	9.2	161	13.6	127	78.9	57
H28年度	12,058	1,217	10.1	179	14.7	162	90.5	92
H29年度	12,072	1,234	10.2	210	17.0	174	82.9	96
H30年度	12,591	1,153	9.2	139	12.1	124	89.2	67
R元年度	12,259	1,118	9.1	142	12.7	115	81.0	49

②性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
				人	%	人	%	人	%	人	%		
20	813	27	3.3	26	96.3	1	3.7	0	0.0	0	0.0	0	0
25	687	39	5.7	39	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	784	27	3.4	26	96.3	1	3.7	0	0.0	0	0.0	0	0
35	917	90	9.8	90	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
40	1,129	99	8.8	98	99.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,419	150	10.6	148	98.7	2	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,235	192	15.5	185	96.4	6	3.1	1	0.5	1	100.0	0	1
55	1,038	207	19.9	163	78.7	32	15.5	12	5.8	11	91.7	1	4
60	1,057	65	6.1	36	55.4	13	20.0	16	24.6	15	93.8	1	6
65	1,355	91	6.7	23	25.3	32	35.2	36	39.6	33	91.7	3	15
70	1,825	131	7.2	16	12.2	38	29.0	77	58.8	55	71.4	22	23
	12,259	1,118	9.1	850	76.0	126	11.3	142	12.7	115	81.0	27	49

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

※精密検査未受診者には、精検未受診勧奨を実施予定（新型コロナウイルス感染の影響で未実施）

③栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39歳	8	要指導	126	126
40～64歳	68	要精密検査 (希望者)	2	142
65歳以上	73	異常を認めず (希望者)	21	850
合 計	149	合 計	149	1,118

- ・要指導となった方を対象に健康アドバイスを実施しているが、平成 27 年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成 28 年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・検診が 5 年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も 5 年ごとに見直すことにし、平成 30 年度から、栄養士 1 名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法で実施している。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。

④その他

- ・要精密検査となったかたを受診につなげるため、平成 28 年度より、要精密検査と判定されたかたに身長測定を実施している。令和元年度は、自己申告のピーク時の身長と比較した結果、3 cm 以上低くなっているかた（背骨の圧迫骨折リスクが高い）が 15.5%（142 人中 22 人）いた。また、平成 30 年度から要精密検査となり、5 年前に骨粗しょう症検診を受診したかたに、5 年前の結果を健康手帳に記載して比較することで、精密検査の重要性を伝えている。

- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20歳・25歳の月経不順は10.6%（66人中7人）、30歳・35歳の18.8%（117人中22人）。未治療の割合は、20歳・25歳が7人中6人（85.7%）と高率。結果は、全員「異常なし」。30歳・35歳では、月経不順のうち、未治療の割合が50.0%（22人中11人）。結果は、未治療者1名が「要指導」、他は「異常なし」。月経不順で極端なダイエット歴がある2名は、いずれも医療受診をしていた。
- ・精密検査未受診者への受診勧奨は、新型コロナウイルス感染の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、今年度は実施していない。
- ・切れ目のない支援を目的に、平成26年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施している。  
（年2回）

## 《考 察》

20・25歳の受診者は昨年度より増加したが、それ以外の年代は全体的に減少している。

若い世代の月経不順のうち、未治療の割合が5～8割と高率なため、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成29年度から「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、20～35歳の受診者全員に配布している。今後は、幼児健診等の母子保健事業でもちらしを配布し、さらなる周知を図っていく。

要精密検査未受診者は昨年度より増加しており、新型コロナウイルス感染の収束状況をみながら、今後受診勧奨を実施する。

65歳以上の受診者に対しては、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携をしていく。

## (4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

### 《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

### 《内容》

#### ①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
  - ・市内在住の41歳以上のかた（集団のみ）
- 上記の方で、過去にB型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた  
現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた  
過去にB型肝炎およびC型肝炎で受診していないかた

#### ②実施方法

##### ア 集団検診（6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施。

- ・費用 500円（税込み）  
40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内36医療機関で実施。
- ・費用 無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

#### ③周知方法

##### ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・平成30年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた

勸奨はがき

- ・40歳のかたのうち、令和元年9月26日時点で市の肝炎ウイルス検診を受けていないかた

##### イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

	受診者 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が 高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
H27年度	3,031	19	0.6	4	0.1
H28年度	1,569	10	0.6	2	0.1
H29年度	1,129	4	0.4	2	0.2
H30年度	1,240	2	0.2	0	0.0
R元年度	1,246	7	0.6	2	0.2

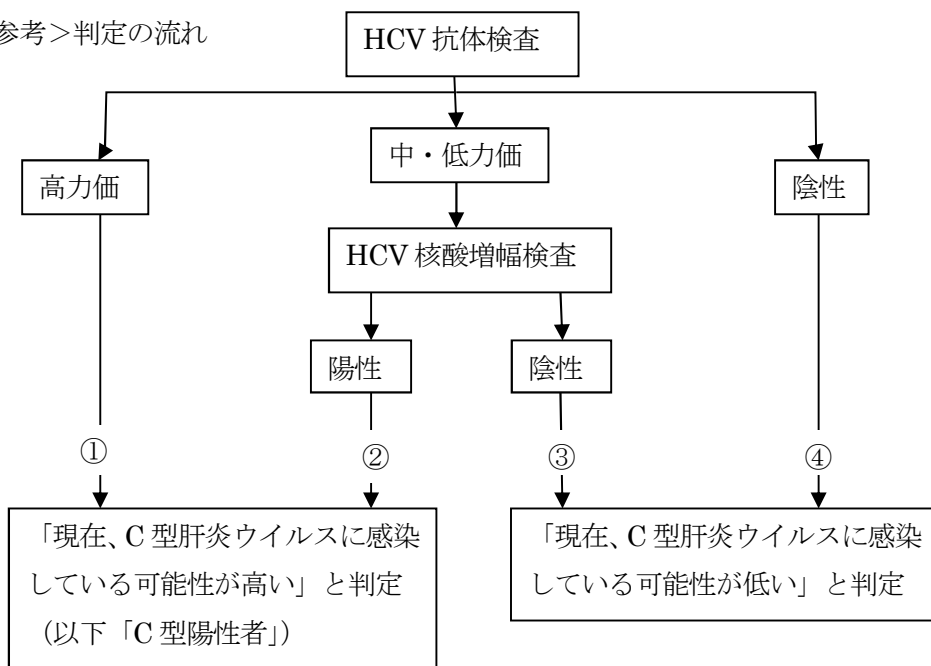
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎 に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	237	2	237	0	0	0	237
41～44	42	0	42	0	0	0	42
45～49	93	0	93	0	0	0	93
50～54	88	0	88	0	0	0	88
55～59	68	0	68	0	0	0	68
60～64	103	0	103	0	0	0	103
65～69	233	2	233	0	0	0	233
70～74	247	1	247	1	0	0	246
75～79	100	2	100	1	0	0	99
80歳以上	35	0	35	0	0	1	34
集団	1,172	7	1,172	2	0	1	1,169
個別	74	0	74	0	0	0	74
合計	1,246	7	1,246	2	0	1	1,243

無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎 に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していな い可能性が極め て低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	237	2	237	0	0	0	237
45	54	0	54	0	0	0	54
50	52	0	52	0	0	0	52
55	40	0	40	0	0	0	40
60	39	0	39	0	0	0	39
65	94	0	94	0	0	0	94
集団	442	2	442	0	0	0	442
個別	74	0	74	0	0	0	74
合計	516	2	516	0	0	0	516

<参考>判定の流れ



### 《考 察》

肝炎ウイルス検診は、国の医療制度改革により、平成20年度から健康増進法に位置付けられた。

平成25年度より、HCV抗体検査が、中・低力価の人に対してHCV核酸増幅検査が加わり、C型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額は、平成23年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となったため、40・45・50・55・60歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたは、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。平成28年度からは、65歳のかたも検診費用が無料となった。

平成27年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため集団検診での予約制を廃止し、複合検診実施会場のうち肝炎ウイルス検診が行える4つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施した。令和元年度からは、複合検診の全会場で肝炎ウイルス検診を実施し、集団検診での受診者が平成30年度に比べて1,115人から1,172人と57人増加、陽性者も同様に増加した。平成28年度以降の受診者数は平成27年度の約半数となったが、一生に一度の検診のため、平成27年度に受けたかたが多かったと考えられる。

次年度は、肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、個別検診の対象を40歳限定から41歳以上に拡大する。

ウイルス性肝炎は、国内最大の感染症であることから、40歳以上の全ての市民が一生に一度肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

## (5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

### 《目的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

### 《内容》

#### ①対象者

- 平成 27 年 6 月 1 日以降に、肝炎ウイルス検診において「B 型肝炎ウイルス陽性」および「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い（以下「C 型陽性）」と判定されたかた

#### ②実施方法

- 検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送
- 令和 2 年 2 月 再勧奨（上記資料を郵送）
  - 令和元年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 1 名※
- ※令和元年 11 月受診、令和 2 年 1 月結果発送の B 型陽性者 1 名は、令和 2 年 3 月に再勧奨予定だったが、新型コロナウイルス感染の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、今年度は実施していない。
- 平成 27 年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 5 名
- 平成 29 年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 1 名（平成 28・30 年度は、全員精密検査受診のため、該当者なし）

### 《実績》

#### <令和元年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	5 人/ 7 人 (71.4%)	1 人/ 7 人 ( 14.2%)
C 型陽性者	2 人/ 2 人 (100%)	0 人/ 1 人 (0%) ※

※C型陽性者1名は、既に医療機関で治療されていたためフォローアップ事業対象外。

#### <平成27年度・29年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	0 人/ 6 人 (0%)	0 人/ 0 人 ( 0%)

### 《考察》

肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業は、平成 26 年 3 月 31 日の厚労省「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示、これに基づき平成 27 年 10 月 1 日より、県が「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」を施行した。これにより、肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなったことから、市は肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検



査費用助成の対象となる、平成 27 年度の陽性者から同事業の案内を郵送した。

今年度再勧奨をした 7 名は、精密検査受診状況が把握できなかった。再勧奨できなかった B 型陽性者 1 名は、新型コロナウイルス感染の収束状況をみながら、今後受診勧奨を実施する。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

## (6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱
佐倉市歯科口腔保健基本計画目標値	・口腔がんを認知している人の割合 19歳以上 <span style="float: right;">(現状値) → (目標)</span> 59.5% → 80.0%

### 《目 的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

### 《内 容》

- ① 対象者 40歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかた、及び、同年度に歯ッピーかみんぐフェアで口腔がん検診を受診するかたを除く
- ② 周知方法
  - 「こうほう佐倉」： 8月1日広報、9月15日広報に歯ッピーかみんぐフェアとあわせて掲載した。
  - ホームページ： 市のホームページに口腔がん検診のPRを掲載した。
  - ポスター掲示： 市内協力歯科医療機関、公共施設等に掲示した。
  - PR活動： 各種教室、特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性をPRし、チラシを配布した。
  - 個別勧奨： 年度末年齢40歳および50歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。
- ③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内39歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。
- ④実施期間 9月1日～2月10日

### 《実 績》 ※平成28年度から実施

- ① 受診状況 定員350名（受診申込者438人）
  - 1次検診（問診・視診・触診）受診数345人（男性180人、女性165人）、
  - 2次検診（細胞診）実施数21人

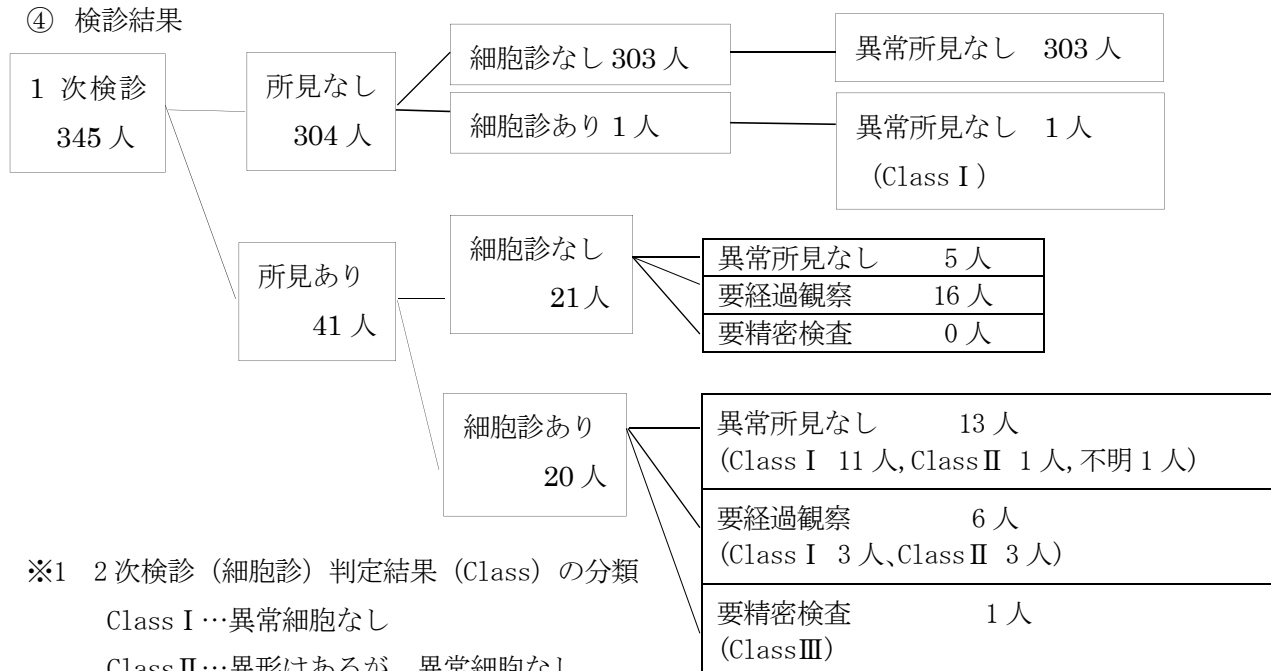
#### ② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
平成28年度	263	320	82.2%
平成29年度	297	334	88.9%
平成30年度	206	258	79.8%
令和元年度	345	438	78.8%

#### ③ 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	計
佐倉	10	11	7	22	4	54
臼井	6	12	13	42	8	81
志津	28	28	26	41	7	130
根郷	11	16	10	19	3	59
和田	0	0	0	1	0	1
弥富	0	0	0	0	0	0
千代田	2	4	4	9	1	20
総数	57	71	60	134	23	345

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

Class I…異常細胞なし

Class II…異形はあるが、異常細胞なし

Class III…疑わしい細胞あり

Class IV、V…異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施結状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（総合判定区分）		
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人
男性	40～49	41	37	4	0
	50～59	55	53	2	0
	60～69	19	16	3	0
	70～79	54	52	1	1
	80～	11	10	1	0
	小計	180	168	11	1
女性	40～49	16	16	0	0
	50～59	16	15	1	0
	60～69	41	39	2	0
	70～79	80	73	7	0
	80～	12	11	1	0
	小計	165	154	11	0
総計		345	322	22	1

⑥ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	OPMDs 疑い者数※3	発見率
平成28年度	263	29	1	12	4.6%
平成29年度	297	25	2	15	5.1%
平成30年度	206	25	0	15	7.3%
令和元年度	345	22	1	9	2.6%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬などが含まれる。

⑦ 研修会

ア. 口腔がん検診指定歯科医師研修会

対象者がいないため、実施なし

イ. 口腔がん検診症例検討会

日 程	令和元年 9 月 17 日(火)	令和元年 11 月 19 日(火)	令和 2 年 2 月 12 日(水)
時 間	20 時～21 時 40 分	19 時 55 分～21 時 30 分	
場 所	佐倉市健康管理センター		
演 題	口腔がんと闘う なぜ増え続けるのか？最新の 知見とデータ	終末期口腔がん患者に ついて考える	エックス線画像と病理 画像から診た口腔がん
講 師	東京歯科大学口腔顎顔面外科学講座 教授 柴原孝彦 氏	東京歯科大学口腔がんセンター 講師 大金覚 氏	日本大学歯学部放射線学講座 准教授 荒木正夫 氏
参加人数	46 人	36 人	47 人

《考 察》

40 歳および 50 歳となる男性を対象にはがきによる勧奨を実施したところ、男性の受診者が、女性と比べて 40 歳台で 25 名、50 歳台で 39 名多かった。口腔がんは性別比で見ると男性のり患率が高く、口腔がんのり患数が増加し始める。40 歳台頃から口腔がんへの関心を高めるきっかけづくりとなるよう、特に 40 歳台、50 歳台への啓発を引き続き検討したい。

検診の結果、舌がんが発見された者が 1 名いた。今後も早期発見、早期治療のきっかけとなるよう、事業展開していきたい。

令和元年度市民意識調査の結果、口腔がんを知っていると答えた者は 82.1%であり、目標値 80%を達成したが、引き続き口腔がんの正しい知識の啓発に努めたい。

## 5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2		
健康さくら21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・がん検診の受診者の割合	胃がん検診	12.0% → 50.0%
		子宮がん検診	5.1% → 50.0%
		乳がん検診	11.4% → 50.0%
		肺がん検診	16.6% → 50.0%
		大腸がん検診	15.2% → 50.0%

### (1) 胃がん検診

#### 《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

#### 《内容》

##### ①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

##### ②実施方法

###### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間実施
- ・費用 900円(税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

###### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内28医療機関で実施
- ・費用 3,000円(税込み)
- ・胃部直接撮影を実施(医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

##### ③周知方法

###### ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成30年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

###### イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成27年度	52,479	14,198	27.1
平成28年度	111,335	13,479	12.1
平成29年度	112,207	13,483	12.0
平成30年度	113,052	13,369	11.8
令和元年度	113,878	12,808	11.2

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（令和元年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,878	5,704	5.0	53	0.9	48	4
個別		7,104	6.2	535	7.5	478	17
計	113,878	12,808	11.2	588	4.6	526	21

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果						精密検査受診状況				
					異常認めず		判定不能		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
					人	%		%	人	%	人	%			
男性	40～44	6,130	161	2.6	158	98.14	0	0.00	3	1.86	2	66.7	0	1	0
	45～49	7,000	181	2.6	179	98.90	0	0.00	2	1.10	2	100.0	0	0	0
	50～54	6,026	164	2.7	162	98.78	0	0.00	2	1.22	2	100.0	0	0	0
	55～59	5,174	139	2.7	138	99.28	0	0.00	1	0.72	0	0.0	0	1	0
	60～64	5,323	251	4.7	241	96.02	0	0.00	10	3.98	10	100.0	0	0	0
	65～69	6,806	807	11.9	773	95.79	0	0.00	34	4.21	30	88.2	1	3	1
	70～74	6,936	1,532	22.1	1,458	95.17	1	0.07	73	4.76	65	89.0	2	6	3
	75～79	5,840	1,514	25.9	1,423	93.99	0	0.00	91	6.01	85	93.4	1	5	4
	80歳以上	5,546	986	17.8	910	92.29	0	0.00	76	7.71	62	81.6	4	10	4
	小計	54,781	5,735	10.5	5,442	94.89	1	0.02	292	5.09	258	88.4	8	26	12
女性	40～44	5,902	340	5.8	337	99.12	0	0.00	3	0.88	3	100.0	0	0	0
	45～49	6,779	375	5.5	370	98.67	0	0.00	5	1.33	5	100.0	0	0	0
	50～54	5,761	312	5.4	307	98.40	0	0.00	5	1.60	5	100.0	0	0	0
	55～59	5,270	350	6.6	342	97.71	0	0.00	8	2.29	6	75.0	2	0	0
	60～64	5,823	591	10.1	570	96.45	0	0.00	21	3.55	21	100.0	0	0	0
	65～69	7,571	1,154	15.2	1,127	97.66	0	0.00	27	2.34	24	88.9	1	2	2
	70～74	7,590	1,761	23.2	1,664	94.49	0	0.00	97	5.51	90	92.8	5	2	2
	75～79	6,323	1,437	22.7	1,360	94.64	1	0.07	76	5.29	67	88.2	8	1	1
	80歳以上	8,078	753	9.3	699	92.83	0	0.00	54	7.17	47	87.0	7	0	4
	小計	59,097	7,073	12.0	6,776	95.80	1	0.01	296	4.19	268	90.5	23	5	9
男性	集団	54,781	2,698	10.5	2,664	98.74	0	0.00	34	1.26	29	85.3	0	5	2
	個別		3,037		2,778	91.47	1	0.03	258	8.50	229	88.8	8	21	10
女性	集団	59,097	3,006	12.0	2,986	99.34	1	0.03	19	0.63	19	100.0	0	0	2
	個別		4,067		3,790	93.19	0	0.00	277	6.81	249	89.9	5	23	7
合計		113,878	12,808	11.2	12,218	95.39	2	0.02	588	4.59	526	89.5	13	49	21

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

## 《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 21 (第 2 次)」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和元年度の受診率は、11.2%であった。受診者数については前年度と比較し 561 人(0.6%)減少している。

受診数は男性 5,735 人、女性 7,073 人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性 12 人、女性 9 人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。

今年度は、自然災害・新型コロナウイルスの影響で、検診受診者及び精密検査受診者が減少した可能性がある。

目標値と現在の受診率との差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことがない対象者の抽出と、個人に対する検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診 PR と併せて、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知を行い、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

要精密検査においては未受診者が多い。勧奨の実施により、未受診者を減らせるよう努めていく必要がある。

## (2) 子宮頸がん検診

### 《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

### 《内容》

#### ① 対象者

- ・市内在住の 20 歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

#### ② 実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 27 日～2 月 25 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 1,000 円 (税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

##### イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 29 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 2,000 円 (税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

#### ③ 周知方法

##### ア 個人通知

市内在住の 20 歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・ 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・平成 30 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成 29 年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

##### イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

##### ウ 地区回覧で周知啓発を実施

##### エ 母子保健事業実施時に案内チラシを配布

##### オ ハガキによる勧奨を実施

- ・23・25・27・29 歳の令和元年度未受診のかた
- ・30 歳の方
- ・20 歳クーポン対象者

##### カ 成人式にて PR チラシを配布



《実績》

① 過去5年間の実施状況（無料クーポン券対象者を含む）

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成27年度	20,694	4,359	21.1
平成28年度	75,670	3,662	4.8
平成29年度	75,666	3,895	5.1
平成30年度	75,600	3,990	5.3
令和元年度	75,480	3,532	4.7

※対象者数

平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（令和元年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）÷2（隔年での受診のため）  
（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者
集団	75,480	1,144	1.5	17	1.5	15	6	0
個別		2,388	3.2	39	1.6	30	12	1
計	75,480	3,532	4.7	56	1.6	45	18	1

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診者	未受診 <sup>※1</sup>	未把握 <sup>※2</sup>	異形成	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人	人
20～24	3,937	64	1.6	62	96.9	2	3.1	1	0	1	1	0
25～29	3,517	113	3.2	111	98.2	2	1.8	2	0	0	0	0
30～34	4,133	143	3.5	138	96.5	5	3.5	5	0	0	3	0
35～39	4,796	271	5.7	264	97.4	7	2.6	6	0	1	1	0
40～44	5,902	333	5.6	323	97.0	10	3.0	8	0	2	3	0
45～49	6,779	349	5.1	340	97.4	9	2.6	9	0	0	4	0
50～54	5,761	310	5.4	305	98.4	5	1.6	3	0	2	1	0
55～59	5,270	259	4.9	256	98.8	3	1.2	2	0	1	1	0
60～64	5,823	354	6.1	350	98.9	4	1.1	2	0	2	1	0
65～69	7,571	431	5.7	428	99.3	3	0.7	2	0	0	1	1
70～74	7,590	510	6.7	505	99.0	5	1.0	5	0	0	2	0
75～79	6,323	296	4.7	295	99.7	1	0.3	0	0	1	0	0
80歳以上	8,078	99	1.2	99	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	75,480	3,532	4.7	3,476	98.4	56	1.6	45	0	10	18	1
集団	75,480	1,144	4.7	1,127	98.5	17	1.5	15	0	2	6	0
個別		2,388		2,349	98.4	39	1.6	30	0	8	12	1
合計	75,480	3,532	4.7	3,476	98.4	56	1.6	45	0	10	18	1

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 9 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

## 《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

また、「健康さくら 21 (第二次)」のがん検診受診率の目標は 50.0%としているが、令和元年度の受診率は、4.7%であった。受診者数については前年度と比較し 458 人 (0.6%) 減少している。

今年度は、自然災害・新型コロナウイルスの影響で減少した可能性がある。

年代別でみると、70 歳から 74 歳の年代で受診率が多かった。他の年代より検診に関する関心が高いことが分かった。次に、35 歳から 39 歳の年代の受診率が高かった。今後も、20 歳から 39 歳の若い世代に関心をもってもらい検診を習慣化できる取り組みをしていきたい。

精密検査結果では、20 歳から 39 歳までの若い世代で 5 人の異形成が見つかった。

この結果を踏まえ、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知していく。

今後の集団検診の実施にあたっては、新型コロナウイルス対策のために、3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診が必須である。そのため、会場の消毒・受診者の健康チェック・予約制の導入・受診者人数の制限を設けるなどの対策をし、安全・安心な検診にしていく。

また、引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう努めていく。

## ●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

### 《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度からは平成 22 年度に始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より

(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

### 《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

### 《内 容》

#### ① 対象者

平成 31 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

#### ●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 10 (1998) 年 4 月 2 日～平成 11 (1999) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

#### ② 実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 27 日～2 月 25 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

##### イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 29 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

対象者にハガキ勸奨

アンケートの送付

- ・対象者のうち9月末までに受診していない者に対し、アンケートを送付（11月）

（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	24年度	5,154	885	17.2
	25年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	15,634	1,616	10.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	812	48	5.9
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,160	310	9.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	28年度	1,448	82	5.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	29年度	817	36	4.4
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	30年度	780	25	3.2
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和元年度	775	34	4.4

② 検診実施結果（令和元年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	775	9	1.2	1	11.1	0	0	0
個別		25	3.2	0	0.0	0	0	0
計	775	34	4.4	1	2.9	0	0	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	異成形 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%					
20歳	775	34	4.4	33	97.1	1	2.9	0	0	1	0	0
小計	775	34	4.4	33	97.1	1	2.9	0	0	1	0	0
集団	775	9	4.4	8	88.9	1	11.1	0	0	1	0	0
個別		25		25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	775	34	4.4	33	97.1	1	2.9	0	0	1	0	0

④ アンケート結果

20歳アンケート送付数 810人

回収数 36人 (回収率 4.4%)

●市以外で検診機会の有無

	回答数 (人)	割合 (%)
市以外に受診の機会なし	16	44.4
市以外に受診の機会あり	2	5.6
未回答	18	50.0

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、年度内に未受診であった者と未回答だがアンケートに記載した者で検診を受けない理由  
(複数回答可)

1. 当てはまる、2. どちらかといえば当てはまる という回答数が多かった項目	回答数 (人) ※1.2 選択者数/項目回答者数	割合 (%)
そのうち受けようと思っていた	9人/21人中	42.9
休日等の検診がない	8人/21人中	38.1
今は健康	7人/21人中	33.3
検診の場所がわからない	10人/20人中	50.0
検診が面倒	13人/20人中	65.0

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは4人であった。

《考 察》

今回「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の中で、対象者は20歳として行った。この対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、年度内に未受診であった者と未回答だがアンケートに記載した者で検診を受けない理由として、「そのうち受けようと思っていた (42.9%)」と思う一方で、「検診の場所がわからない (50.0%)」・「検診が面倒 (65.0%)」という回答が半数以上を占めていた。この結果から若年層は、そのうち受けようとする意図がある一方で、「検診が面倒」「検診の場所がわからない」と回答する検診に無関心という二面性が見られる。

その他のご意見では、「子宮頸がん予防接種を受けているから、しばらくは子宮頸がん検診を受診しない」「子宮頸がん検診を受診することは、性行為の経験があると公言することだから。両親に知られたくない」「年齢が早く、30歳ごろがよかった」「性経験がないため」「海外留学中のため」があった。

その他のご意見も参考にしながら、若年層が検診の必要性を理解し、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

### (3) 乳がん検診

#### 《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

#### 《内容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

##### ① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、平成 30 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

##### ②実施方法

###### ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 20 日～2 月 21 日、4 会場延べ 19 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施  
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

###### イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～2 月 28 日
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

##### ①集団検診

###### ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、平成 30 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

###### イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 11 月 28 日～2 月 20 日、4 会場延べ 7 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

##### ②個別検診

###### ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

###### イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 12 医療機関で実施  
（聖隷佐倉市民病院健診センターのみ 6 月 1 日から 2 月 28 日）
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成30年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ ハガキによる勧奨を実施

- ・平成29年度に超音波検査を受診した30歳代のかた
- ・平成29年度にマンモグラフィ検査を受診した40歳代・50歳代・60歳代のかた
- ・30歳のかた
- ・40歳無料クーポン対象のかた

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者(人)	受診者(人)	マンモグラフィ 受診者(再掲:人)	超音波受診者 (再掲:人)	受診率(%)
平成27年度	38,267	7,516	3,576	3,940	19.6
平成28年度	67,648	7,781	4,022	3,759	11.5
平成29年度	67,792	7,746	3,542	4,204	11.4
平成30年度	67,903	7,781	3,768	4,013	11.5
令和元年度	68,026	7,434	3,304	4,130	10.9

※対象者数 平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口(当該検診対象年齢人口)とする(令和元年5月末人口)

平成27年度まで:市区町村人口-(就業者数-農林水産業従事者数)

(各係数には平成22年国勢調査の報告人数を用いる。)

② 検診実施結果(令和元年度)

検診の種類		対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	要精検者(人)	要精検率(%)	精検受診(人)	がん発見者(人)
マンモグラフィ	集団	59,097(※1)	2,530	5.6	94	3.7	88	2
	個別		774		54	7.0	40	2
	合計		3,304		148	4.5	128	4
超音波	集団	68,026(※2)	536	6.1	14	2.6	13	0
	個別		3,594		102	2.8	73	6
	合計		4,130		116	2.8	86	6
合計		68,026(※3)	7,434	10.9	264	3.6	214	10

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)



③年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：令和元年度）

性別	年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
					人	%	人	%				
女性	30～34	4,133	363	8.8	357	98.3	6	1.7	6	0	0	0
	35～39	4,796	530	11.1	513	96.8	17	3.2	15	0	2	0
	40～44	5,902	791	13.4	742	93.8	49	6.2	40	0	9	0
	45～49	6,779	719	10.6	686	95.4	33	4.6	26	0	7	1
	50～54	5,761	578	10.0	561	97.1	17	2.9	14	0	3	1
	55～59	5,270	587	11.1	571	97.3	16	2.7	9	0	7	0
	60～64	5,823	635	10.9	610	96.1	25	3.9	20	0	5	1
	65～69	7,571	958	12.7	922	96.2	36	3.8	32	0	4	3
	70～74	7,590	1,181	15.6	1,146	97.0	35	3.0	28	0	7	1
	75～79	6,323	782	12.4	760	97.2	22	2.8	18	0	4	3
	80歳以上	8,078	310	3.8	302	97.4	8	2.6	6	0	2	0
小計	68,026	7,434	10.9	7,170	96.4	264	3.6	214	0	50	10	
マンモグラフィ	集団	59,097(※1)	2,530	5.6	2,436	96.3	94	3.7	88	0	6	2
	個別		774		720	93.0	54	7.0	40	0	14	2
超音波	集団	68,026(※2)	536	6.1	522	97.4	14	2.6	13	0	1	0
	個別		3,594		3,492	97.2	102	2.8	73	0	29	6
合計	68,026(※3)	7,434	10.9	7,170	96.4	264	3.6	214	0	50	10	

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

<マンモグラフィ検査：令和元年度>

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	5,902	569	9.6	532	93.5	37	6.5	33	0	4	0
45～49	6,779	439	6.5	423	96.4	16	3.6	15	0	1	0
50～54	5,761	347	6.0	334	96.3	13	3.7	11	0	2	1
55～59	5,270	327	6.2	314	96.0	13	4.0	8	0	5	0
60～64	5,823	323	5.5	308	95.4	15	4.6	14	0	1	0
65～69	7,571	511	6.7	487	95.3	24	4.7	22	0	2	1
70～74	7,590	494	6.5	474	96.0	20	4.0	17	0	3	1
75～79	6,323	231	3.7	224	97.0	7	3.0	6	0	1	1
80歳以上	8,078	63	0.8	60	95.2	3	4.8	2	0	1	0
小計	59,097	3,304	5.6	3,156	95.5	148	4.5	128	0	20	4
集団	59,097	2,530	5.6	2,436	96.3	94	3.7	88	0	6	2
		774		720	93.0	54	7.0	40	0	14	2
合計	59,097	3,304	5.6	3,156	95.5	148	4.5	128	0	20	4

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：令和元年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
30～34	4,133	363	8.8	357	98.3	6	1.7	6	0	0	0
35～39	4,796	530	11.1	513	96.8	17	3.2	15	0	2	0
40～44	5,902	222	3.8	210	94.6	12	5.4	7	0	5	0
45～49	6,779	280	4.1	263	93.9	17	6.1	11	0	6	1
50～54	5,761	231	4.0	227	98.3	4	1.7	3	0	1	0
55～59	5,270	260	4.9	257	98.8	3	1.2	1	0	2	0
60～64	5,823	312	5.4	302	96.8	10	3.2	6	0	4	1
65～69	7,571	447	5.9	435	97.3	12	2.7	10	0	2	2
70～74	7,590	687	9.1	672	97.8	15	2.2	11	0	4	0
75～79	6,323	551	8.7	536	97.3	15	2.7	12	0	3	2
80歳以上	8,078	247	3.1	242	98.0	5	2.0	4	0	1	0
小計	68,026	4,130	6.1	4,014	97.2	116	2.8	86	0	30	6
集団	68,026	536	6.1	522	97.4	14	2.6	13	0	1	0
個別		3,594		3,492	97.2	102	2.8	73	0	29	6
合計	68,026	4,130	6.1	4,014	97.2	116	2.8	86	0	30	6

《考 察》

対象者数は、平成27年度までは、平成21年3月18日付け厚生労働省健康局「(別紙)市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成28年度からは、平成28年11月30日付厚生労働省健康局「市区町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成28年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる5月末時点の住民人口(当該検診対象年齢人口)へ変更した。

「健康さくら21」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和元年度の受診率は、10.9%であった。受診者数では前年度と比較し、347人(0.6%)減少している。今年度は、自然災害や新型コロナウイルスの影響もあり、減少した可能性がある。

個別検診では、今年度も聖隷佐倉市民病院健診センターのみでマンモグラフィ検査・超音波検査が6月1日～2月28日までと延ばして実施した。

今回は、70歳以上の受診数の増加がみられた。70歳以上の方からは、検診の必要性を理解されていると考える。40歳から44歳の年代では、70歳から74歳の年代の次に高い。クーポン対象者も含まれているためと考えられる。今後も若い世代の受診率が増加できるように、受診しやすい環境づくりを目指していきたい。

今後の集団検診の実施にあたっては、新型コロナウイルス対策のために、3密(密閉・密集・密接)を避ける検診が必須である。そのため、会場の消毒・受診者の健康チェック・受診者人数の制限を設けるなどの対策をし、安全・安心な検診にしていく。

また、様々な健診PRと併せ、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるために啓発活動を推進し、未受診者の未受診理由を参考にした勧奨を行っていく必要がある。

## ●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

### 《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より

(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

### 《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

### 《内容》

#### ① 対象者

平成 31 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

#### ●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 53 (1978) 年 4 月 2 日～昭和 54 (1979) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

#### ② 実施方法

##### ア 集団検診 (予約制)

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 20 日～2 月 21 日、4 会場延べ 40 歳代 9 日間
- ・費用 無料
- ・検診車輻でのマンモグラフィを実施

40 歳代 (2 方向)

##### イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 28 日、市内 1 医療機関 (聖隷佐倉市民病院健診センター) で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施

40 歳代 (2 方向)

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・ 対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勧奨

勧奨アンケートの送付

- ・ 対象者のうち9月末までに受診していないかたに対し、アンケートを送付（11月）

（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》がん検診推進事業

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	平成24年度	6,040	1,025	17.0
	平成25年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	平成26年度	16,802	1,617	9.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成27年度	1,210	181	15.0
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,761	328	8.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成28年度	2,030	392	19.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成29年度	1,127	257	22.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成30年度	979	157	16.0
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和元年度	977	231	23.6

② 検診実施結果（令和元年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	977	137	14.0	7	5.1	7	0
個別		94	9.6	13	13.8	9	0
計	977	231	23.6	20	8.7	16	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%				
40歳	977	231	23.6	211	91.3	20	8.7	16	0	4	0
小計	977	231	23.6	211	91.3	20	8.7	16	0	4	0
集団	977	137	23.6	130	94.9	7	5.1	7	0	0	0
個別		94		81	86.2	13	13.8	9	0	4	0
合計	977	231	23.6	211	91.3	20	8.7	16	0	4	0

④ アンケート結果

40歳アンケート送付数 881人 回収数 132人 (回収率 15.0%)

●市以外で検診機会の有無

	回答数 (人)	割合 (%)
市以外に受診の機会なし	26	19.7
市以外に受診の機会あり	92	69.7
未回答	14	10.6

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、アンケート後も未受診であった者の検診を受けない理由 (複数回答可)

1.当てはまる、2.どちらかといえば当てはまるという回答数が多かった項目	回答数 (人) ※1.2 選択者数/項目回答者数	割合 (%)
そのうち受けようと思っていた	24人/30人中	80.0
検診の場所がわからない	8人/29人中	27.6
休日等の検診がない	10人/29人中	34.5
検診が面倒	8人/29人中	27.6
がんが見つかるのが怖い	6人/29人中	20.7

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは2人であった。

《考 察》

今回、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」は、40歳を対象として行った。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」が始まってから、佐倉市で、一番多い受診率となった。勧奨ハガキや、各所でのPRの効果があったと考える。特に勧奨ハガキでは、内容をシンプルにして、QRコードを印字したため、効果があったと考える。

クーポン対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、かつアンケート後も未受診であった者の回答では、「そのうち受けようと思っていた (80.0%)」、「休日等の検診がない (34.5%)」との回答が多かった。休日等の検診では、土曜日に集団検診・個別検診があるため周知していきたい。「検診が面倒 (27.6%)」、「がんが見つかるのが怖い (20.7%)」も20%を超えていた。乳がんの正しい知識を啓発していくことで、検診の重

要性や、早期にがんを発見でき、適切な治療を受けた場合は、90%以上治癒することなどを理解してもらえれば、受診数も増加すると考える。

その他では「授乳中ため」・「妊娠中のため」「子育て中だから」「既に乳がんの治療を受けているから」「超音波検査は受けたことがあるから」「検診は時間がかかるから」などのご意見があった。

集団検診では、授乳中でも検診可能なこと、子供は市の職員が預かれること、超音波検査だけでなく、マンモグラフィ検査も乳がん発見には必要なことなどを啓発していきたい。

今後は、受診勧奨の実施や、受診しやすい環境づくりを検討していきたい。

市の検診事業を知らない方もいることから、引き続き対象者に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく必要がある。

## (4) 肺がん検診

### 《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

### 《内容》

#### ①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

#### ②実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月5日～12月8日、市内19会場、57日間実施
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内41医療機関
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

#### ③ 周知方法

##### ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・ 平成30年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

### 《実績》

#### ① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成27年度	52,479	19,039	36.3
平成28年度	111,335	18,666	16.8
平成29年度	112,207	18,623	16.6
平成30年度	113,052	19,139	16.9
令和元年度	113,878	18,845	16.5

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（令和元年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,878	8,841	7.8	84	1.0	77	3
個別		10,004	8.8	322	3.2	240	3
計	113,878	18,845	16.5	406	2.2	317	6

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果						精密検査受診状況				
					異常認めず		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	※1人
男性	40～44	6,130	188	3.1	180	95.8	7	3.7	1	0.5	0	0.0	1	0	0
	45～49	7,000	197	2.8	189	95.9	7	3.6	1	0.5	1	100.0	0	0	0
	50～54	6,026	188	3.1	178	94.7	9	4.8	1	0.5	1	100.0	0	0	0
	55～59	5,174	166	3.2	159	95.8	6	3.6	1	0.6	0	0.0	1	0	0
	60～64	5,323	310	5.8	290	93.6	18	5.8	2	0.6	2	100.0	0	0	0
	65～69	6,806	1,046	15.4	953	91.1	75	7.2	18	1.7	15	83.3	0	3	0
	70～74	6,936	2,113	30.5	1,800	85.2	261	12.3	52	2.5	40	76.9	9	3	1
	75～79	5,840	2,031	34.8	1,599	78.7	379	18.7	53	2.6	47	88.7	5	1	2
	80歳以上	5,546	1,559	28.1	1,106	70.9	402	25.8	51	3.3	39	76.5	9	3	2
	小計	54,781	7,798	14.2	6,454	82.8	1,164	14.9	180	2.3	145	80.6	25	10	5
女性	40～44	5,902	415	7.0	406	97.8	7	1.7	2	0.5	2	100.0	0	0	0
	45～49	6,779	444	6.5	431	97.1	11	2.5	2	0.4	2	100.0	0	0	0
	50～54	5,761	380	6.6	369	97.1	10	2.6	1	0.3	1	0.0	0	0	0
	55～59	5,270	377	7.2	343	91.0	30	7.9	4	1.1	3	75.0	0	1	0
	60～64	5,823	815	14.0	770	94.5	43	5.3	2	0.2	1	50.0	1	0	0
	65～69	7,571	1,763	23.3	1,575	89.4	168	9.5	20	1.1	15	75.0	3	2	0
	70～74	7,590	2,861	37.7	2,394	83.7	400	14.0	67	2.3	54	80.6	7	6	0
	75～79	6,323	2,362	37.4	1,917	81.2	384	16.2	61	2.6	49	80.3	8	4	1
	80歳以上	8,078	1,630	20.2	1,158	71.0	405	24.9	67	4.1	45	67.2	11	11	0
	小計	59,097	11,047	18.7	9,363	84.8	1,458	13.2	226	2.0	172	76.1	30	24	1
男性	集団	54,781	3,850	14.2	3,501	90.9	299	7.8	50	1.3	45	90.0	3	2	3
	個別		3,948		2,953	74.8	865	21.9	130	3.3	100	76.9	22	8	2
女性	集団	59,097	4,991	18.7	4,748	95.1	209	4.2	34	0.7	32	94.1	1	1	0
	個別		6,056		4,615	76.2	1,249	20.6	192	3.2	140	72.9	29	23	1
合計	113,878	18,845	16.5	15,817	83.9	2,622	13.9	406	2.2	317	78.1	55	34	6	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。



## 《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和元年度の受診率は、16.5%であった。受診者数については前年度と比較し 294 人(0.4%)減少している。

今年度は、自然災害・新型コロナウイルスの影響で、検診受診者及び精密検査受診者が減少した可能性がある。

年齢別にみると男女とも40～64歳までの受診率が低い。

目標値と現在の受診者の差が大きく、達成のためには、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

精密検査の受診については個別通知により、受診勧奨及び状況を把握している。今後も引き続き未受診者に対して、勧奨を行い、受診につなげていくよう努めていく必要がある。

## (5) 大腸がん検診

### 《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

### 《内容》

#### ①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

#### ②実施方法

##### ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間実施
- ・費用 400円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

##### イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内45医療機関で実施
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

#### ③周知方法

##### ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成30年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・以下の方へ未受診者勧奨を実施

年度末年齢61歳・66歳の国民健康保険に切り替わる年齢に勧奨した。

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、地区回覧に掲載し周知啓発を実施

### 《実績》

#### ① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成27年度	52,479	18,255	34.8
平成28年度	111,335	17,335	15.6
平成29年度	112,207	17,095	15.2
平成30年度	113,052	17,409	15.4
令和元年度	113,878	16,970	14.9

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（令和元年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,878	8,368	7.3	444	5.3	358	12
個別		8,602	7.6	686	8.0	501	19
計	113,878	16,970	14.9	1,130	6.7	859	31

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	※1人	※2人	人
男性	40～44	6,130	164	2.7	156	95.1	8	4.9	4	50.0	1	3	0
	45～49	7,000	210	3.0	198	94.3	12	5.7	7	58.3	2	3	0
	50～54	6,026	189	3.1	181	95.8	8	4.2	5	62.5	1	2	0
	55～59	5,174	160	3.1	146	91.2	14	8.8	10	71.4	1	3	1
	60～64	5,323	342	6.4	328	95.9	14	4.1	8	57.1	4	2	0
	65～69	6,806	1,001	14.7	935	93.4	66	6.6	49	74.2	7	10	4
	70～74	6,936	1,823	26.3	1,693	92.9	130	7.1	105	80.8	18	7	3
	75～79	5,840	1,778	30.4	1,608	90.4	170	9.6	133	78.2	30	7	3
	80歳以上	5,546	1,304	23.5	1,151	88.3	153	11.7	112	73.2	31	10	5
小計	54,781	6,971	12.7	6,396	91.8	575	8.2	433	75.3	95	47	16	
女性	40～44	5,902	379	6.4	362	95.5	17	4.5	10	58.8	4	3	0
	45～49	6,779	463	6.8	442	95.5	21	4.5	16	76.2	2	3	1
	50～54	5,761	413	7.2	395	95.6	18	4.4	14	77.8	1	3	0
	55～59	5,270	445	8.4	425	95.5	20	4.5	16	80.0	1	3	0
	60～64	5,823	884	15.2	845	95.6	39	4.4	34	87.2	2	3	1
	65～69	7,571	1,716	22.7	1,637	95.4	79	4.6	70	88.6	7	2	1
	70～74	7,590	2,462	32.4	2,346	95.3	116	4.7	96	82.8	16	4	3
	75～79	6,323	2,022	32.0	1,878	92.9	144	7.1	107	74.3	31	6	5
	80歳以上	8,078	1,215	15.0	1,114	91.7	101	8.3	63	62.4	29	9	4
小計	59,097	9,999	16.9	9,444	94.4	555	5.6	426	76.8	93	36	15	
男性	集団	54,781	3,583	12.7	3,335	93.1	248	6.9	192	77.4	19	37	7
	個別		3,388		3,061	90.3	327	9.7	241	73.7	76	10	9
女性	集団	59,097	4,785	16.9	4,589	95.9	196	4.1	166	84.7	9	21	5
	個別		5,214		4,855	93.1	359	6.9	260	72.4	84	15	10
合計	113,878	16,970	14.9	15,840	93.3	1,130	6.7	859	76.0	188	83	31	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

## 《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和元年度の受診率は、14.9%であった。受診者数については前年度と比較し 439 人(0.5%)減少している。

今年度は、自然災害・新型コロナウイルスの影響で、検診受診者及び精密検査受診者が減少した可能性がある。

受診者数の増加を図るため、がん検診の必要性について啓発をしていく必要がある。

大腸がん検診の精密検査としては、便潜血検査の再検査は不適切であると示されているが、高齢者の中には、体力等の理由で内視鏡が不可能である場合があること、若い年代の中でも便潜血検査の再検査を行っている例がみられること等から、適切な精密検査の方法について周知していく必要がある。

また、自己判断による精密検査の未受診を減らせるように啓発を続けていく必要がある。

## 6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)【改訂版】 目標値	(初期値) → (策定時の目標) → (現状値) → (新たな目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0% → 80.0% → 95.0%

### 《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

### 《内容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

### 《実績》

#### ①訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
平成27年度	41	42
平成28年度	97	101
平成29年度	79	95
平成30年度	71	77
令和元年度	27	28

## ②訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	23	23	0	0	6	17
がん至急精密検査勧奨	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	1	2	0	2	0	0
歯科	3	3	0	0	0	3
計	27	28	0	2	6	20

※生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果で至急受診が必要となった者  
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

### 《考 察》

訪問指導の内訳では生活習慣病に関する保健指導は 23 人（85.2%）であった。特定健診直後の受診勧奨を含めた訪問指導は、対象者の生活状況を確認したうえでの指導ができることから、その後 6 か月間の支援においても効果が期待できる。特に、初めて保健指導の対象者となった者については、保健師、看護師、栄養士による指導により医療機関への受診や生活習慣の改善につながるケースが多く、今後の重症化予防に有効な手段となっているものと考えられる。

口腔衛生指導は 3 人（11.1%）であった。歯科衛生士が訪問歯科診療後の口腔内の状況を確認し、今後の口腔ケアなどの指導を行うことにより身体状況の改善につながっている。

精神疾患に関する訪問指導は 1 人（3.7%）であった。精神科医によるこころの相談から訪問につながったケースで、保健所の精神保健福祉士と訪問指導を実施した。その後、生活困窮者自立支援窓口を紹介、支援につながっている。

訪問指導実施人数（実人数）は、令和元年度 27 人で、平成 30 年度 71 人と比較すると大幅に減少している。これは、糖尿病性腎症重症化予防事業において、スタッフの減少から、実施方法を全数訪問ではなく、対象者を絞っての支援に変更したことや、パニックデータの受診勧奨で、訪問ではなく電話での受診勧奨を実施するケースが増加したこと、また、がん至急精密検査勧奨においても、訪問ではなく面接で支援を行うケースが増加し、今年度は訪問での実施がなかったことが影響していると考えられる。今後も対象者の状況に合わせて、訪問指導を実施していく。

## 7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

### (1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）) 健康増進法第19条の2(健康診査)	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）		（現状値）→（目標） ・ 特定健康診査の実施の割合 34.2% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 13.9% → 60.0%

#### 《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

#### 《内容》

##### ①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

##### ②実施方法

- ア 集団健診（6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間）  
集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内43協力医療機関）

##### ③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付  
特定健康診査：平成31年4月1日現在、佐倉市国民健康保険に資格を有しかつ40～74歳（年齢の基準日は令和2年3月31日）の者  
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

##### ④健診項目

- ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）  
身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない  
血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）  
血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）
- イ 詳細な健診項目（基準に該当したうえで、健診当日の医師が必要と判断した場合）  
心電図・眼底検査基準  
血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）  
ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。  
貧血検査基準  
既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実績》

①健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第二期			第三期	
	27年度 (法定)	28年度 (法定)	29年度 (法定)	30年度 (法定)	令和元年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	45%	50%	60%	34%	36%
実績値	33.2%	33.6%	34.2%	35.7%	33.1%
特定保健指導 目標実施率	50%	55%	60%	30%	35%
実績値	16.1%	16.8%	13.9%	19.00%	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

②特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
27年度 (法定報告値)	34,025	集団健診	6,345	18.6	56.1
		個別健診	3,666	10.8	32.4
		人間ドック等	1,293	3.8	11.4
		合計	11,304	33.2	100.0
28年度 (法定報告値)	32,307	集団健診	6,000	18.6	55.3
		個別健診	3,531	10.9	32.5
		人間ドック等	1,323	4.1	12.2
		合計	10,854	33.6	100.0
29年度 (法定報告値)	31,093	集団健診	5,705	18.3	53.7
		個別健診	3,568	11.5	33.6
		人間ドック等	1,350	4.3	12.7
		合計	10,623	34.2	100.0
30年度 (法定報告値)	29,823	集団健診	5,683	19.1	53.4
		個別健診	3,583	12.0	33.6
		人間ドック等	1,383	4.6	13.0
		合計	10,649	35.7	100.0
令和元年度 (概算数値)	32,957	集団健診	5,733	17.4	52.6
		個別健診	3,874	11.8	35.5
		人間ドック等	1,297	3.9	11.9
		合計	10,904	33.1	100.0

※令和元年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

③健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
27年度	17,707	集団健診	1,299	7.3	27.4
		個別健診	3,437	19.4	72.6
		合計	4,736	26.7	100.0
28年度	18,868	集団健診	1,408	7.5	27.5
		個別健診	3,715	19.6	72.5
		合計	5,123	27.1	100.0
29年度	20,527	集団健診	1,552	7.6	27.1
		個別健診	4,176	20.3	72.9
		合計	5,728	27.9	100.0
30年度	23,557	集団健診	1,711	7.3	28.9
		個別健診	4,202	17.8	71.1
		合計	5,913	25.1	100.0
令和元年度	25,307	集団健診	1,790	7.1	27.7
		個別健診	4,665	18.4	72.3
		合計	6,455	25.5	100.0



#### ④令和元年度未受診者勧奨

##### 1. 対象者

特定健康診査の未受診者勧奨は、平成21年度から実施している。

令和元年度は、①40歳になる人②平成30年度加入で未受診③過去4年未受診者④不定期受診者⑤前年度受診者のうち、今年度10月末までに受診が確認できない者 合計13,298人に受診勧奨を実施した。

##### 2. 勧奨方法

ハガキによる個別通知

##### 3. 勧奨結果（カテゴリー別受診率）

①40歳になる人13.2%②平成30年度加入で未受診11.9%③過去4年未受診者4.0%

④不定期受診者24.4%⑤前年度受診者のうち、今年度10月末までに受診が確認できない者25.2%  
合計13.0%（1,725人）が受診をした。

#### 《考 察》

『佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画』（平成30～35年度 6か年計画）で国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

平成20年度の開始年度から、集団健診での胃がん・大腸がん・胸部レントゲン検診との同日実施、土日の健診実施や、健診会場を小学校等の身近な場所を含め複数会場で行うなど、受診機会の確保に努め、受診率の向上への取り組みをしているが、健診受診率は、30%台の横這いの推移となっている。

受診勧奨による効果については一定程度あるが、受診率の目標到達までは至っていない。

かかりつけ医がいる対象者については、診療の中で検査を行っているため、かかりつけ医からの情報提供について、具体的な実施方法等について、引き続き医師会と協議を行っていく。

## (2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)	
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値	・特定保健指導の実施の割合	(現状値) → (目標) 13.9% → 60.0%

### 《目的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

### 《内容》

#### ①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
				なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
				1つ該当		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、積極的支援対象者に対して、新たな支援方法が位置付けられた。

#### ●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に

応じた支援は180ポイント未満でよい)の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援(3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む)を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

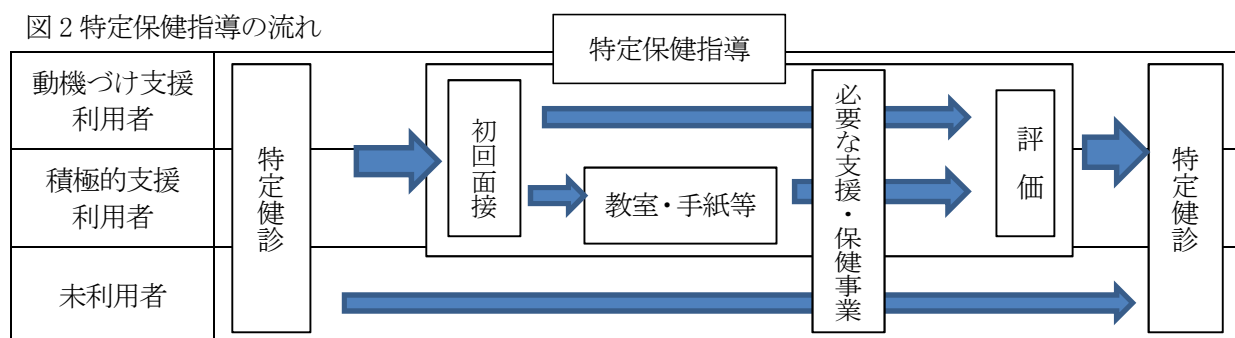
また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

## ②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3か月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



## ③初回面接

### ・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

### ・支援形態・回数

分割実施型 25回

グループ支援型 8回／個別支援型 44回(本人希望日による個別 23回含む)／訪問型 0回

### ・方法

<分割実施型>

#### ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

#### イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型／個別支援型（本人希望日による個別も含む）／訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

#### ④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」高血圧予防4コース、脂質異常症予防4コース及び「運動習慣づくり教室」2課・6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勧奨。

#### ⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価(設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等)を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月短縮された。

## 《実績》

### ① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
特定健康診査 対象者数 (人)		34,025	32,307	31,093	29,823	(32,957)
受診者数 (人)		11,304	10,854	10,623	10,649	(10,904)
受診率 (%)		33.2	33.6	34.2	35.7	(33.1)
特定保健指導 対象者数 (人)		1,309	1,206	1,243	1,250	(1,122)
終了者数 (人)		211	203	173	237	-
実施率 (%)		16.1	16.8	13.9	19.0	-
再掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	1,107	1,028	1,071	1,082	(963)
	利用者数 (人)	197	190	160	242	(183)
	終了者数 (人)	190	188	157	225	-
	実施率 (%)	17.2	18.3	14.7	20.8	-
	積極的支援 対象者数 (人)	202	178	172	168	(159)
	利用者数 (人)	23	16	20	22	(19)
	終了者数 (人)	21	15	16	12	-
	実施率 (%)	10.4	8.4	9.3	7.1	-

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、令和元年度の終了時評価が完了できるのは、令和2年6月末となる。このため、令和元年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているの、法定報告数の確認後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

## 《考察》

平成30年度より第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となった。特定保健指導の実施率向上に向け、実施方法の見直しにより、積極的支援対象者に対して新たな支援方法「動機付け支援相当」の位置づけがされた。それにより、健診当日に特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、面接の分割実施が可能となり、更に特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月と短縮され、平成30年度の特定保健指導の利用率は増加した。

令和元年度の利用率は18.0%(対象者1122人/利用者202人)となり、前年度の利用率21.1%(対象者1250人/利用者264人)と比較し3.1ポイントの減少となっている。

初回面接の分割実施は、集団健診(25日間)の当日に特定保健指導の対象と見込まれる212人中60人(28.3%)に実施しており、特定保健指導利用者全体の29.7%を占めている。健診受診当日の初回面接の実施は、健康意識が高まっている時に、働きかけることができ特定保健指導の利用へとつながったと思われる。従来の初回面接(グループ支援型、個別支援型)は、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月と短縮されたことにより、初回面接の実施日程を3月中旬まで延長する事が可能となったことで、対象者が参加する機会の拡大につながっている。対象者への案内は、①案内チラシを配布(集団健診利用者は、健診当日の腹囲測定後、個別健診受診者は健診受診医療機関にて健診終了後)、②案内文の送付(集団健診利用者は、結果票に同封、個別健診受診者は健診受診1~2か月後頃に郵送)、③電話による勧奨、④再勧奨の案内文送付の最大4回にわたって行った。しかし、年度末に新型コロナウイルス感染症対策のため緊急事態宣言がされたことにより、特定保健指導の実施を見合わせたことで利用率を増加させることはできなかった。今後も特定保健指導の利用率の向上のため、実施方法について検討を継続したい。

### (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第17条、第19条2
健康さくら21(第2次) 目標値【改訂版】	(現状値) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 80.0% → 95.0%

#### 《目的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

(厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用)

#### (1) 個別支援

##### 《内容》

##### ① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白+以上のかたを対象とする。

##### ② 実施方法

糖尿病性腎症重症化予防事業実施手順に基づいて実施。

1) 特定健診の結果から、本事業対象となるかたを抽出する。

2) 訪問または面接により医療受診状況や病状、生活習慣等の把握を行う。把握した状況から適切な医療受診について勧奨するとともに、必要に応じ保健指導を行う。

HbA1c8%以上の者については、原則訪問指導で受診勧奨と保健指導を行う。

HbA1c6.5%以上8%未満の対象者については、対象となる手紙送付。返信があった者で指導の希望があった者に対し保健指導を行う。

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

##### ③ 周知方法

集団健診は、受診後約2か月後以内(結果発送後2週間後までに)個別健診は、受診後2~3か月後までに通知文を発送する。

#### 《実績》

##### ① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
29年度	対象者数	30	4	16	9	59
	支援実施数	30	4	15	8	57
30年度	対象者数	21	4	19	9	53
	支援実施数	21	4	19	9	53
元年度	対象者数	26	7	21	12	66
	支援実施数	26	7	21	12	66

② 服薬状況（令和元年4月10日現在）

服薬（糖尿病の薬）の状況	服薬あり	服薬なし	計
集団健診受診者	19	14	33
個別健診受診者	15	18	33
合計	34	32	66

③ 対象者の特定健診での糖代謝項目の状況

HbA1c (%)	6%	7%	8%	9%	10%以上	計
集団健診受診者	18	9	5	0	1	33
個別健診受診者	21	9	1	1	1	33
合計	39	18	6	1	2	66

④ 対象者の特定健診での腎機能の状況

eGFR	90 以上 G1	60～89 G2	45～59 G3a	30～44 G3b	15～29 G4	15 以下 G5	計
集団健診受診者	2	18	8	4	1	0	33
個別健診受診者	3	21	5	4	0	0	33
合計	5	39	13	8	1	0	66

⑤ 支援実施状況

支援内容	延べ件数
家庭訪問	8
面接指導	5
電話による支援	60
手紙による支援	68
教室等への参加	0
その他	0
合計	141

《考 察》

(1) 個別支援：平成 30 年度までは、対象者全員に訪問または面接で支援を実施していた。今年度からは、対象者に通知文を送付した後、希望者及び支援が必要なものに対し、訪問や面接または電話による支援を実施した。介入した対象者の中には、療養経過が長く定期受診が行われているが、腎機能の低下については認識がないなどの問題点が明らかになった。今後は対象者への事業通知に併せ、疾患に対する認識、療養状況、本事業の利用希望等について確認できる自記式アンケートを送付するなど必要な人に必要な支援を提供できるよう、事業方法を検討していきたい。

(2) 講演会

※以下の予定で開催を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした

《内 容》

1. 日時：令和 2 年 3 月 26 日（木）
2. 会場：健康管理センター
3. 演題：慢性腎臓病（CKD）予防講演会
4. 講師：聖隷佐倉市民病院 腎臓内科 藤井 隆之医師
5. 周知方法：個別通知

令和元年度佐倉市特定健診受診者で下記に該当するもの

- ・尿蛋白+以上
- ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が保健指導判定値以上



令和元年度佐倉市国民健康保険人間ドック助成交付者で下記に該当するもの

- ・尿蛋白+以上
- ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が特定健診結果判定値で受診勧奨値

#### 《申し込み者数》

定員 50 人とのところ、55 人以上の申し込み。

#### 《考 察》

(2) 講演会：例年講演会は、糖尿病予防と慢性腎臓病（CKD）予防の内容を交互に開催している。今年度は慢性腎臓病（CKD）予防講演会のため、健診結果で尿蛋白（±）の方へも対象者として周知した。予約は定員数を上回る申し込みとなった。糖尿病性腎症重症化予防事業対象者のうち、腎機能のリスク認識が難しかった方の参加希望もあった。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会は実施できなかったが、予約者数及び希望者の状況からみて、専門医による講演会が慢性腎臓病（CKD）についての認識を深め受診行動を促す機会として有効に作用すると考えられるため、継続して実施していく。



## 8. こころの健康づくり

<b>根拠法令等</b>	<b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条（正しい知識の普及）</b> <b>自殺対策基本法、自殺総合対策大綱</b>
<b>健康さくら21（第2次）</b> <b>【改訂版】目標値</b> <b>（市の現状）→（目標値）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 11.2%→減少</li> <li>・ ストレスを解消できている人の割合 成人 62.6%→70.0% 中・高校生 54.7%→70.0%</li> <li>・ 睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 18.0%→15.0%</li> <li>・ 自殺予防週間や自殺対策強化月間について市民の3人に2人以上が聞いたことがある 30.8%→50.8%</li> <li>・ ゲートキーパーについて市民の3人に1人以上が聞いたことがある 18.5%→28.5%</li> <li>・ 自殺者の減少（人口10万人当たり） 15.61人→13.01人</li> </ul>

### （1）精神科医によるこころの健康相談

#### 《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

#### 《内容》

- ① 対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ② 方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③ 内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内  
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④ 周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

#### 《実績》

##### ①会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成28年度	2	5	2	6	2	6	6	17
平成29年度	2	7	2	2	2	7	6	16
平成30年度	2	7	2	2	2	3	6	12
令和元年度	2	5	1	2	2	5	5	12

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、西部会場が1回中止

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	0	7	4	1	12

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者				
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族	その他
人数	7	5	19	5	(3)	14	0

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療 中の 精神疾患の 相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他 (ひきこもり)
人数	7 (2)	4	0	0	0	1

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	8	4

⑥相談内容連絡票・うつ病連携パス発行数

	相談内容連絡票	うつ病連携パス
発行数	1	0

## (2) カウンセラーによるこころの健康相談

### 《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

### 《内容》

- ①対象者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内  
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

## 《実績》

### ①会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 28 年度	2	7	3	7	1	1	6	15
平成 29 年度	3	8	3	7	-	-	6	15
平成 30 年度	3	10	3	7	-	-	6	17
令和元年度	3	8	3	6	-	-	6	14

### ②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	0	5	4	5

### ③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者				
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族	その他 (自立支援 相談職員)
人数	4	10	17	12	(2)	4	1

### ④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療 中の精神疾 患の相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他 (ひきこもり)
人数	7	(0)	8	0	2	1

### ⑤継続支援の有無

	有	無
人数	7	7

### ⑥相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	2

## 《考察》

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月の精神科医による相談が中止となった。利用実績は精神科医による相談数は前年同数、カウンセラー相談は全て開催できたが利用者が減少した。しかし、以前から生活困窮者自立支援相談の担当者と連携が図れており、自立支援相談利用者で受診の必要性の判断などが必要な方や受診が必要だが医師に説明することが苦手な方などには相談内容連絡票を発行するなど相談しやすい場として定着してきている。今年度は精神科医の相談から医療受診に繋げるため、印旛保健所の精神保健福祉士と同行訪問を実施し、最終的には医療ではなく自立支援相談に繋がった相談者もあった。今後も他課や他機関と連携を図り、必要な支援につなげる相談としたい。

また、新型コロナウイルスの影響から、メンタルの不安や生活苦を抱えた人などが増えることが予測されるため、対面相談ができない場合に備え、電話相談等も周知することで、こころの相談が必要な人に対応していきたい。

### (3) 千葉県地域自殺対策強化事業

#### 《目的》

国からの「地域自殺対策強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策強化事業費補助金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

#### 《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修
目的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。
対象/参加者数	① 長期欠席児童・生徒担当教諭 : 36人 (小学校 22人、中学校 11人、教育委員会 3人) ② 市民・市内在勤者 : 26人 (39歳以下 4人、64歳以下 15人、65歳以上 7人) ③ 市役所職員 : 19人 (39歳以下 7人、64歳以下 12人) ④ 心配事相談員等 : 28人 (64歳以下 21人、65歳以上 7人)
講師	① 公認心理士 大槻敏子氏 (日本産業カウンセラー協会東関東支部相談部長) ② 精神保健福祉士 さわとん氏 (澤登 和夫氏) ③④臨床心理士 田口 学氏
日時	① 令和元年 6月 26日 14:00~16:00 ② 令和元年 10月 31日 13:00~16:00 ③ 令和2年 1月 30日 14:00~16:00 ④ 令和元年 7月 25日 14:00~16:20
備考	④の研修は、自治人権推進課主催研修として実施

#### 《考察》

今年度学校向けとして、長期欠席児童・生徒担当教諭に対して実施した。ロールプレイを取り入れた研修内容が好評であり、感想から普段の対応の振り返りにつながっていた。今後は特に自殺対策計画の中でも児童・生徒の SOS の出し方教育などで学校と連携を図る必要があるため、今後も計画的に進めていきたい。

市民向けゲートキーパー研修は年々参加者が減少しており、現在の方法で 7年経過していることから、ゲートキーパーに関心のある方はすでに参加している人が多いと考えられる。今後は佐倉市の自殺対策でもハイリスク層に関連する所への研修会の実施などを検討していく必要がある。

自殺対策庁内連携会議から、自治人権推進課より各種相談員等へのゲートキーパー研修の希望があり実施した。普段各種相談を受ける相談員は自殺のハイリスク層に関わることも多いため、自殺対策の必要性、ゲートキーパーの役割を学んでもらうよい機会となった。今後も連携できる部署においてゲートキーパー研修を実施できるよう進めていきたい。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころの健康づくり講演会
内容	認知行動療法第一人者を迎えて「こころを元気にする4つのステップ」
講師	精神科医/認知行動療法研修開発センター理事長 大野 裕 氏
日時	令和2年 3月8日(日) 13:30~15:30
会場	佐倉市民音楽ホール
予約者数	2月末までの予約数 約450人(いのちの電話申し込み分含む)

《考察》

今年度のこころの健康づくり講演会は、初めて千葉いのちの電話事務局と共催し、講演会の終了後にいのちの電話担当者による対面相談を設けるなど新しい試みも予定していた。周知も市内だけでなく市外にも広く周知したため、予約者も定員近くまで伸びていたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止により中止とした。予約者からは「また同じ講師で実施して欲しい」との声が多く、こころの健康づくりへの関心をもってもらえる講師であったと思われる。再来年度同じ講師での開催を検討していきたい。

#### 4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気づき、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催した。

《内容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関連がある12課・2関係機関。 健康増進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、高齢者福祉課 (欠)、障害福祉課、社会福祉課、子育て支援課、児童青少年課、指導課(欠)、社会 教育課(欠)、人事課、収税課、産業振興課、社会福祉協議会、佐倉市八街市酒々井町 消防組合
開催日	令和元年 8月 5日 14:00~15:40
内容	・佐倉市の自殺の現状と取り組みについて/ ・佐倉市自殺対策計画の策定について ・佐倉市の自損行為の現状について(佐倉市八街市酒々井町消防組合より) ・意見交換

《考察》

自殺対策計画策定後の庁外連携の一つとして佐倉市八街市酒々井町消防組合より自尊行為について説明を依頼した。参加した各課からも自殺対策を改めて認識してもらえる良い機会となった。今後も庁外連携を進めるため計画的に実施していく。

## (5) 普及啓発活動

時期	実施内容
9月10日～16日 自殺予防週間 (9月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防週間ポスターの掲示（関係施設34か所）</li> <li>・ 保健センター、市役所1・2号館、社会福祉センターにのぼり旗設置。</li> <li>・ 図書館3施設にポスター、のぼり旗設置。相談先のチラシの配架。</li> </ul>
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民カレッジ2学年63人に対し、メンタルヘルスについて講義（こころの健康づくりと自殺の現状、ゲートキーパーについて周知）</li> </ul>
令和2年3月 自殺対策強化月間 (3月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防月間ポスター掲示</li> <li>・ 市役所1階ロビー、JR佐倉駅に啓発コーナー設置。 啓発コーナーは、よりそいホットラインの周知を強化した。</li> <li>・ 各センター、1・2号館、社会福祉センターにのぼり旗設置。</li> <li>・ 広報・・・自殺対策強化月間の記事を掲載</li> <li>・ ホームページ・・・強化月間の特集記事掲載。</li> </ul>

### 《考 察》

自殺予防の普及啓発を図るため、9月と3月の啓発時期に合わせて全庁的に協力を依頼している。今年度の3月は自殺対策計画で目標項目としている24時間365日無料相談の「よりそいホットライン」について広く周知するため、パネルを作成し掲示した。具体的な結果をつかむことは難しいが、駅にも掲示したため、多くの人々の目には留まったと思われる。今後は、しばらく新型コロナウイルスの影響によるメンタルの不調や、経済不安等を抱えた人が増えると考えられることから、新しい情報や相談先などタイムリーに周知していく。